

日火連短信

令和6年4月24日第216号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、3月29日付で火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等を公布した旨の案内がありました。施行は一カ月後の4月29日です。

概要は下記の通りで、添付ファイルの別添1が火取法規則の改正、別添2はそれに伴う防爆壁の材質等の改正、別添3は改正後の例示基準の全文となっていますが、今回の改正全般については別添4の新旧対照表をご覧くださいのわかりやすいと思います。別添5は今回の改正の主要な内容を抜粋したもので、こちらを参照頂いても結構です。

火薬庫への入室時に電波を発する機器の携行の制限、実包火薬庫の夜間点灯の廃止、火薬庫内へのエアコン設置の条件の制定等、われわれ販売事業者に関わりの多い内容です。

今後、デジタル原則にもとづく火薬類取締法令の見直しが進められることから、今回改正された条文の中にも見直しの対象となるものもありますが、現時点では今回の改正について充分ご理解いただき、法令遵守の徹底と保安管理の高度化に取り組んで頂くことが重要と考えます。

会員各位への周知をお願い致します。

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について(貯蔵の技術基準の見直し)

今般、火薬類取締法施行規則及び関係告示の一部を改正するとともに、「機能性基準の運用について」(通達)の一部を改正しましたのでお知らせします。

1. 背景

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの、必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。少量の火薬・爆発を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。このため、平成26年度の産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会より技術基準について性能規定化を中心とした見直しの議論が進められてきたところ。今般、これまでの議論を踏まえ、火薬類の貯蔵の技術基準の一部について改正を行う。

2. 主な改正事項

(1) 貯蔵の技術基準の性能規定化

具体的な仕様が定められた基準のうち、見直しの必要があるものについて性能規定化を行うとともに、これまで省令に記載されていた仕様については例示基準（内規）として記載する。これにより、例示基準に従っている場合は従来と同等の安全性を確保することが可能となり、一方で、例示基準に従わない場合であっても、事業者が自ら安全性を証明することによって、多様な手法を選択することが可能となる。

例：火薬庫外に貯蔵する場合の技術基準における扉の規定について、現行省令では、「厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した」等の具体的な技術基準が規定されているが、今後は具体的な基準は例示基準で示すこととし、改正省令では、その性能規定として、「盗難を防止するための措置を講ずる」旨を規定する。

（２）補強コンクリートブロックの厚さの見直し

補強コンクリートブロックについて、現行省令では厚さ「２０ｃｍ」と規定しているところ、ＪＩＳ規格の市販品の厚さは「１９ｃｍ」となっている。現在普及している製品は強度も向上していることから、省令もＪＩＳ規格にあわせて「１９ｃｍ」に改正する。

（施行規則第１６条、第２８条、防爆壁告示）

（３）電波を発する機器の携行の制限

電波により電気雷管が爆発する事故例（海外）が報告されていることを踏まえ、消費の技術基準の改正と同様に、火薬庫への入室時に電波を発する機器を携行することを新たに制限する。また、やむを得ず携行する場合には、火工品に対して間隔を取る等の適切な措置を講ずることを義務づける。

（施行規則第２１条）

（４）実包火薬庫の夜間点灯の廃止

実包火薬庫については、外部を夜間点灯することを努力義務としていたが、夜間点灯することで火薬庫の位置が明らかになることは、防犯の観点からは望ましいとはいえず、また、他の火薬庫でも夜間点灯は行っていないことから、廃止することとする。

（施行規則第２７条の４）

（５）旧字の修正等

「信号焰管」「虞のない」「洩れ出した」「あつて」等の旧字体の表現を修正。

（６）防爆壁告示の改正

施行規則第３１条の３において、防爆壁の基準については告示で定めるとされているところ、省令改正にあわせた記載とするため、告示についても改正を行う。

なお、この省令は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。